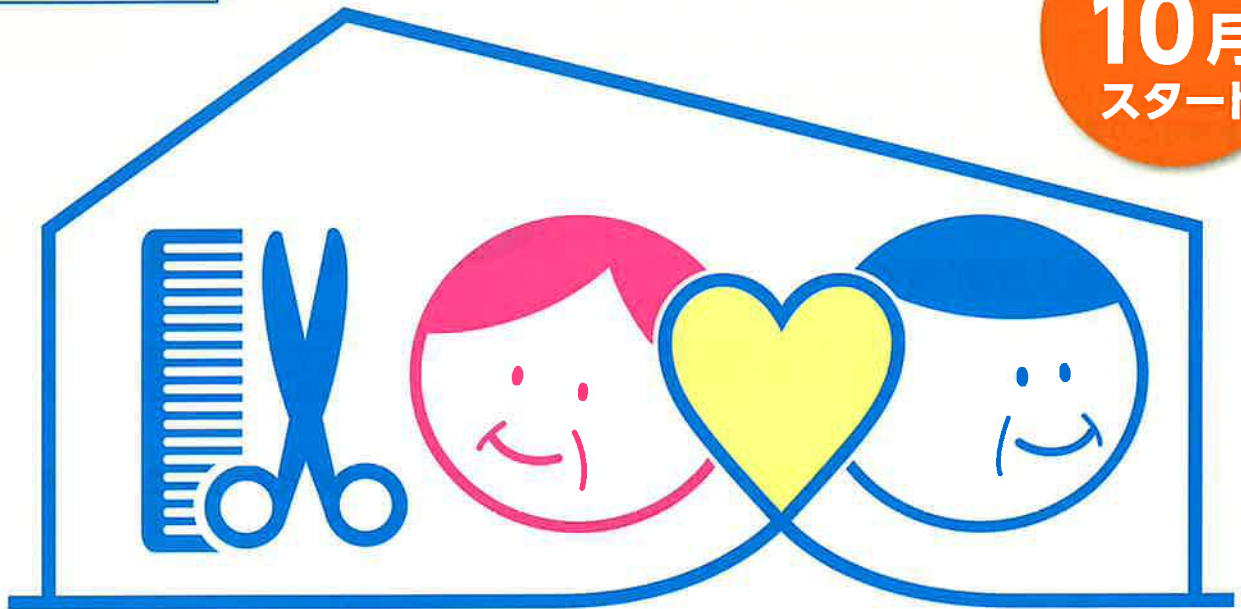


名古屋市

2020年

10月  
スタート



# 在宅高齢者 訪問理美容 サービス事業

介護保険の要介護3～5の認定を受けている在宅で暮らす高齢者の方へ

外出により理美容サービスを利用することが困難な在宅で暮らす高齢者の方に対して、理美容師の訪問にかかる費用を市が負担します。

詳しくは裏面をご覧ください。

# 「在宅高齢者訪問理美容サービス事業」とは？

外出により理美容サービスを利用することが困難な在宅で暮らす高齢者の方に対して、理美容師の訪問にかかる費用を市が負担するものです。

年齢を重ねてもいつまでも身だしなみを整えていたいというご本人や介護をされるご家族などの気持ちはあるものの、出かけるのが困難になり、理美容サービスをなかなか利用できないということはありませんか？

2020年

10月  
スタート

体が不自由で  
理容室に行けない…

髪を切りたいけれど、  
外出が困難で…

## Q. どんな人が利用できるの？

市内に居住する在宅高齢者で、次の要件をすべて満たす方

1. 65歳以上の方。
2. 要介護4または5に認定された方。または、要介護3に認定され、かつ障害高齢者日常生活自立度（ねたきり度）がA～Cと認定されるか、認知症高齢者の日常生活自立度がIIa以上と認定された方。
3. 外出により理美容サービスを利用することが困難な方。

## Q. どんなサービスが対象なの？ ▶▶ 理容サービス又は美容サービスが対象です。

1 理容サービス  
カット + 顔そり

または

2 美容サービス  
カット + ブロー

※これらの理美容サービスは、利用者の居宅にてサービス提供を受ける方が対象です。

## Q. どのくらいの回数利用できるの？

ご利用回数は、理容サービスと美容サービスをあわせて利用者一人あたり6回／年度（令和2年度は3回／年度）が限度となります。

※年度の途中に利用決定する場合は、申請された月に応じて利用できる回数が決まります。

## Q. 利用するにはどうしたらいいの？ ▶▶ ご利用の方法は簡単です！

1. お住いの区役所（福祉課）または支所（区民福祉課）へ指定の「利用申請書」を提出してください。
2. 対象となる要件を確認し、利用が決定されるとその場で「利用券」が交付されます。
3. 「実施店一覧」から利用したい理美容室を選び、電話等で予約をしてください。
4. ご自宅でサービス提供（カット、顔そりまたはブロー）を受け、  
自己負担 2,000 円の支払いと利用券 1 枚 を理美容師にお渡しください。

※必ずしも希望の日に予約が取れるとは限りません。余裕をもって理美容室と日程の調整をしてください。



## 【名古屋市在宅高齢者訪問理美容サービス事業申請・お問合せ窓口】

千種区役所福祉課高齢福祉係	753-1838	昭和区役所福祉課高齢福祉係	735-3912	守山区役所福祉課高齢福祉係	796-4607
東区役所福祉課高齢福祉係	934-1196	瑞穂区役所福祉課高齢福祉係	852-9395	志段味支所区民福祉課福祉係	736-2192
北区役所福祉課高齢福祉係	917-6532	熱田区役所福祉課高齢福祉係	683-9405	緑区役所福祉課高齢福祉係	625-3957
楠支所区民福祉課福祉係	901-2269	中川区役所福祉課高齢福祉係	363-4409	徳重支所区民福祉課福祉係	875-2207
西区役所福祉課高齢福祉係	523-4596	富田支所区民福祉課福祉係	301-8376	名東区役所福祉課高齢福祉係	778-3008
山田支所区民福祉課福祉係	501-4975	港区役所福祉課高齢福祉係	654-9692	天白区役所福祉課高齢福祉係	807-3888
中村区役所福祉課高齢福祉係	453-5367	南陽支所区民福祉課福祉係	301-8345		
中区役所福祉課高齢福祉係	265-2321	南区役所福祉課高齢福祉係	823-9411		

名古屋市